



# 令和8年度 放課後児童クラブ利用料減免のご案内



八戸市では、放課後児童クラブを利用する方の経済的負担を軽減するため、利用料を減免する制度を実施します。下記をよくお読みの上、該当する方は、放課後児童クラブに申請書類を提出してください。

## 1 対象世帯と減免内容

対象世帯	減免内容
生活保護を受給している世帯	利用料(おやつ代等を除く)※の <u>全額</u>
就学援助の認定を受けている世帯	利用料(おやつ代等を除く)※の <u>2分の1に相当する額</u>



※ 減免対象となる利用料とは？

毎月支払う利用料のうち、おやつ代等の実費徴収額を除いた額を指します。

【例】 毎月支払う利用料が5,000円の場合

対象世帯	毎月の利用料	内訳		減免額	実際の支払額
		実費徴収額 (減免対象外)	実費徴収額を除いた額 (減免対象)		
		生活保護を受給している世帯	5,000円		
就学援助の認定を受けている世帯				1,500円	3,500円

## 2 減免期間

対象世帯	減免期間
生活保護を受給している世帯	生活保護の受給開始月分(令和8年4月以降)～令和9年3月分
就学援助の認定を受けている世帯	就学援助費の認定開始月分(令和8年4月以降)～令和9年3月分

## 3 申請書類

### ○減免申込時の申請書類

- (1) 減免対象者承認申請書(様式は、市ホームページからダウンロードいただけます。) 市ホームページ
- (2) 生活保護世帯の場合:生活保護受給証明書(写し)  
就学援助世帯の場合:就学援助の認定が分かる書類(写し)



### ○承認事由に変更が生じた場合 ※ の申請書類

- (3) 減免承認者事由変更申出書(様式は、市ホームページからダウンロードいただけます。)



※承認事由に変更が生じた場合とは？

- (ア) 放課後児童クラブの利用を中止する場合
- (イ) 減免対象世帯の要件に該当しなくなった又は変更が生じた場合

## 4 申請手続き

**申込時** 申請書類(1)及び(2)を各放課後児童クラブにご提出ください。

⇒申請書類を各クラブから受領後、市が審査を行い、審査結果を申請者(保護者)に通知します。

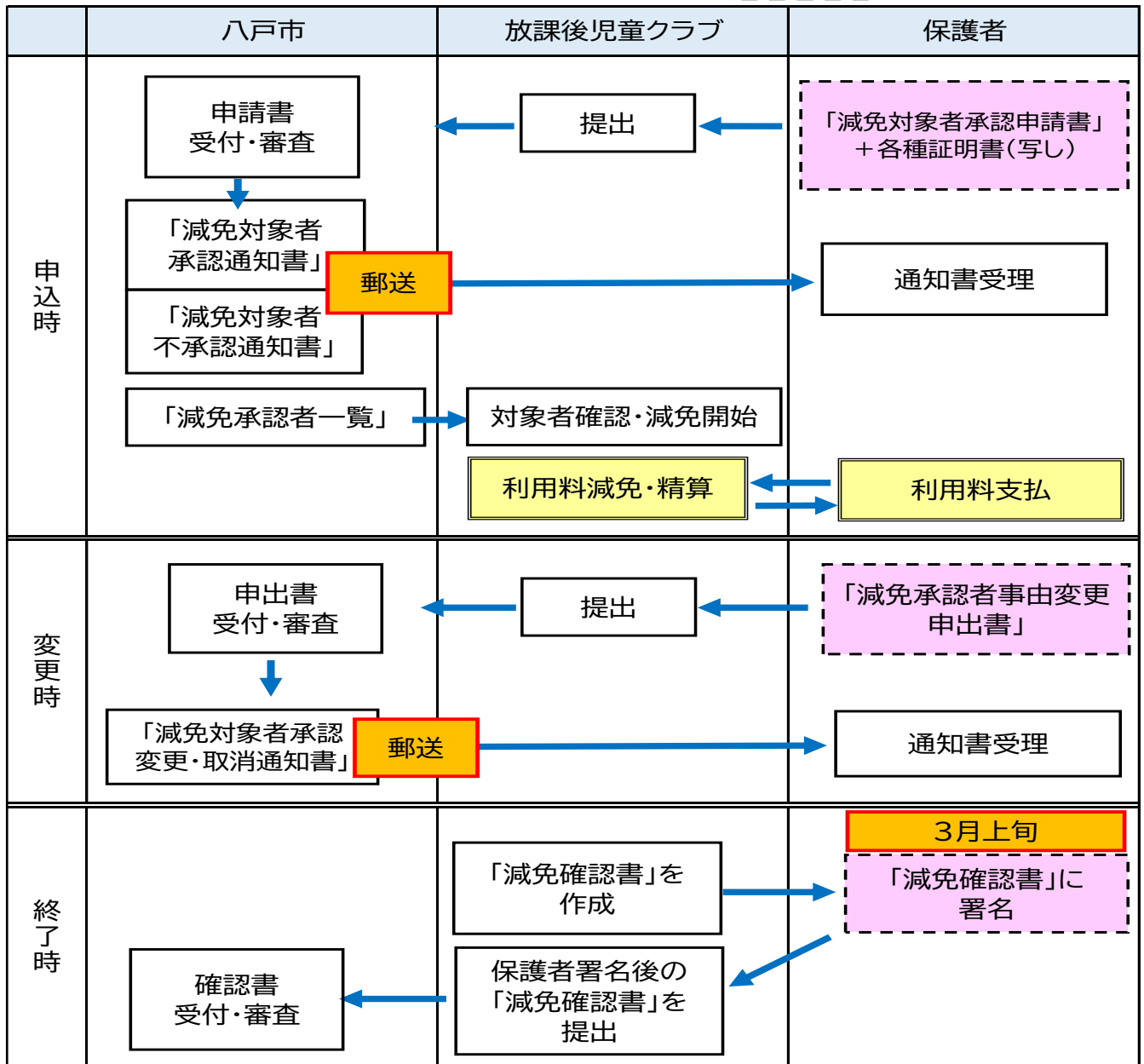
**変更時** 申請書類(3)を各放課後児童クラブにご提出ください。

⇒申請書類を各クラブから受領後、市が審査を行い、審査結果を申請者(保護者)に通知します。

**終了時** 減免を受けたことを確認するため、クラブ作成の確認書に署名(サイン)をお願いいたします。

○ 申請手続きチャート図

〔 〕…保護者提出書類



5 Q & A

Q: 減免申込時の申請書類はいつまでに提出すればいいですか？

A: 提出期限は、各クラブで異なりますので、各クラブに直接ご確認ください。

なお、新たに対象世帯になった場合等、提出期限に間に合わない場合は、随時の提出も可能です。

Q: 就学援助世帯ですが、「就学援助の認定が分かる書類」は何を提出すればいいですか？

A: 各小学校より保護者の方へ送付される「就学援助認定通知」等をご提出ください。

なお、本書類を紛失した場合は、八戸市教育委員会学校教育課にて再発行が可能ですので、学校教育課にお問い合わせください。(学校教育課 電話番号 0178-43-9457)

Q: 4月から生活保護の受給を開始しました。申請書類を6月に提出しましたが、4月、5月分の利用料は、減免の対象になりますか？

A: 減免の対象期間は、生活保護の受給開始月分からとなりますので、4月、5月分の利用料も対象になります。

Q: 市から減免対象者の承認を受けたのですが、申請書類は来年度以降も提出が必要ですか？

A: 申請書類は、毎年度提出が必要になります。来年度以降の申請は、別途ご案内いたします。